

制度改正後の犯罪被害給付制度の運用状況について

(H20. 7. 1～H21. 9. 30(平成21年度上半期))

1 申請・裁定の状況

区分	時期別	全 体	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生	全体比
申請に係る被害者数(人)		632	481	151	23. 9%
	遺族給付金	243	157	86	35. 4%
	重傷病給付金	257	207	50	19. 5%
	障害給付金	132	117	15	11. 4%
裁定に係る被害者数(人)		583	537	46	7. 9%
	支給裁定に係る被害者数	561	515	46	8. 2%
	遺族給付金	229	195	34	14. 8%
	重傷病給付金	214	204	10	4. 7%
	障害給付金	118	116	2	1. 7%
	不支給裁定に係る被害者数	22	22	0	0%
仮給付決定に係る被害者数(人)		5	4	1	20. 0%
裁定金額(百万円)		1, 312	1, 057	256	19. 5%

2 一被害者当たりの平均支給裁定額

区分	時期別	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生
遺族給付金		約401. 9万円	約735. 4万円
重傷病給付金		約17. 4万円	約18. 6万円
障害給付金		約204. 6万円	約189. 9万円

3 最高額

区分	時期別	H20. 7以前発生	H20. 7以降発生
遺族給付金		約1, 495. 8万円	1, 784万円
重傷病給付金		約90. 7万円	約48. 0万円
障害給付金		約1, 114. 4万円	約299. 0万円

(財)犯罪被害救援基金による 「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」について

1 概要

犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、(財)犯罪被害救援基金が支援金を支給するもの。

平成20年12月から開始。

2 支援金の額

100万円から500万円。

被害者の事情等を勘案して(財)犯罪被害救援基金が定める。

3 支給対象

(1) 次のような犯罪が対象となると考えられる。

- 重過失犯
- 海外における犯罪
- 犯罪被害給付制度の申請期限（7年）をやむを得ず過ぎた事案
例えば、犯行後7年以上経過した後に殺人が発覚したもの
(平成20年7月より前に発覚したものに限る。)

(2) ただし、次のようなものは除かれる。

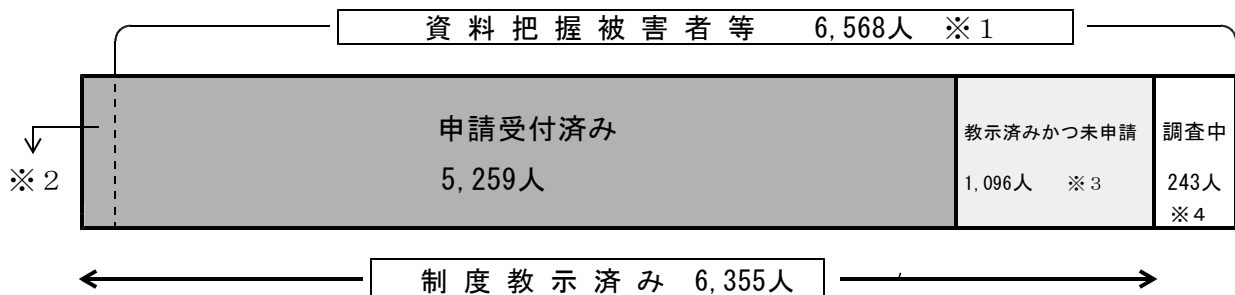
- ・ 加害者から損害賠償が得られるもの。
- ・ 労災、自賠責などにより、救済されるもの。
- ・ 民間保険により保険金が得られるもの。
- ・ 被害者に帰責事由があるもの。

オウム真理教犯罪被害者救済法の施行状況（施行後 1 年）について

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年第80号）は、平成20年12月18日から施行されたところ、施行後約 1 年の施行状況は下のとおりである（12月14日現在）。

1 概要

- 把握被害者等の約96%（6,355人）に対し、個別通知等により制度教示済み。
- 把握被害者等の約80%（5,259人）から申請を受け付け、申請済み被害者等の88%（4,624人）に対して総額21億9千5百万円の給付金を支給済み。
- 所在不明被害者等の調査、各種広報紙への掲載等、本給付金制度について広く周知を図るための取り組みを引き続き推進。



※1 公務所等から提供を受けた記録に基づき作成した被害者に関する資料（以下「資料」という。）により把握されている被害者等。

※2 資料では把握されていない申請者30人。

※3 都道府県警察において電話による申請呼びかけを実施。

（うち申請意思のないことが確認できた被害者 345人）

障害(その他)類型が3人で、他は傷病類型

※4 重傷病が3人で、他はその他の傷病類型

2 被害類型別申請・裁定・支給状況

被害類型(給付額)		申請	裁定	支給	支給額	資料把握人数
死亡	(2,000万円)	25件	25件	25件	50,000万円	25人
障害	要介護(3,000万円)	6件	4件	4件	12,000万円	3人
	重度(2,000万円)	4件				1人
	その他(500万円)	70件	47件	37件	18,500万円	15人
傷病	重傷病(100万円)	1,163件	1,077件	1,038件	103,800万円	1,399人
	その他(10万円)	3,991件	3,762件	3,520件	35,200万円	5,125人
合 計		5,259件	4,915件	4,624件	219,500万円	6,568人

※ 「資料把握人数」は、資料により把握されている被害者の被害類型別の人数。

裁定の合計には、不支給1件を含む。